

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

(平成30年奈良市条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「地域活動支援センター基準」という。）の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(職員の配置の基準の特例)

第5条 地域活動支援センターは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 地域活動支援センターは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第7条 地域活動支援センターは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 地域活動支援センターは、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 地域活動支援センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 地域活動支援センターは、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

（記録の整備の特例）

第8条 地域活動支援センターは、前条第3項に規定する身体拘束等の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第9条 地域活動支援センターは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（地域との連携）

第10条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（地域活動支援センター基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、地域活動支援センター基準の附則及び地域活動支援センター基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。